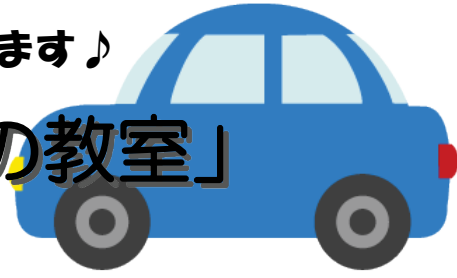


ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

減価償却資産について③



皆様こんにちは。前回等に引き続き減価償却資産について確認していきます。「減価償却資産」の最終回です。

今回は、「定率法」という方法での計算方法を確認します。

「例」(前回の「定額法」の際と計算方法以外は同じ内容です。)

○1年1月に個人事業主であるAさんが、事業で使用するために新車の自動車を6,000,000円でディーラーから購入しました。(決算日・12月31日、耐用年数・6年(償却率0.333)、償却方法・定率法)

「定率法」で計算する場合、「未償却残高×償却率」の計算に従ってその年に経費で処理される金額を計算します。未償却残高とは、まだ経費としていない減価償却資産の金額になります。償却率は、「 $1 \div \text{耐用年数} \times 200\%$ 」で計算します。今回の場合だと「 $1 \div 6$ (耐用年数) $\times 200\% = 0.333$ 」となります。

上記例では、各年の経費となる額は○1年目「 $6,000,000$ (未償却残高) $\times 0.333$ (償却率) $= 1,998,000$ (○1年に経費となる金額)」○2年目「 $(6,000,000 - 1,998,000) \times 0.333 = 1,332,666$ 」○3年目「 $(6,000,000 - 1,998,000 - 1,332,666) \times 0.333 = 888,888$ 」…となります。

「定額法」及び「定率法」のどちらで計算しても最終的には6,000,000円が経費になります。特徴は「定額法」は毎期一定額が経費となるのに対して、「定率法」は最初の方で経費になる金額が大きく徐々に経費になる額が減少していきます。減価償却方法に関する届出を行っていない場合は、「定額法」で計算されます。また、「定率法」で計算する際は届出が必要になります。不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

前年度好評でした「記帳の教室」を今年も開催させていただきます。次号をお楽しみにお待ちしております!

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当:丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

TEL:052-912-2180 FAX:052-912-2182 携帯番号:090-6480-7933

mail:riliief@shimada.ne.jp 携帯mail:b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前

【相談内容】

住所 _____

電話 _____

メール _____